

第2章 計画の理念・目標と柱立て

1 基本理念

共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

「共に見守り支え合い」の考え方は、国が「新たな福祉の提供ビジョン」として提示している「地域共生社会の実現」を具現化するものといえます。「地域共生社会」とは、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。

第2次計画と同様に、第2次東近江市総合計画の「くらし」における政策の一つである「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を本計画の理念として位置づけます。

2 目標と施策の体系

(1) 三つの目標

基本理念を具現化するため、本計画では次の三つの目標を設定し、今後5年間の取組を推進します。

目標1

誰もが役割を持ち孤立しない地域共生社会を目指します。

一人一人の市民が生活課題や福祉課題を「我が事」として考え、話し合い、行動するまちづくりを進めます。地域の特性に応じて、一人一人が役割を持ち、主役になれる場や機会の創出（参加支援）を推進します。

目標2

必要な人に必要な支援が届く多機関協働の支援体制を構築します。

支援のはざまができないよう、包括化する（まるごとの）支援体制の構築を目指します。多機関協働の相談支援体制と参加の場や地域づくりが連携できる体制を目指します。

目標3

多様な主体が参加する官民協働による地域づくりを目指します。

地域らしさをいかした福祉のまちづくりを進めるため、官民協働の仕組みづくりを進めます。福祉分野にとどまらない多様な主体と行政が協働した地域づくりを行います。

(2) 施策体系図

基本理念を踏まえた三つの目標に対応して三つの方針を立て、方針ごとに四つの施策を設定しています。全体で 12 の施策から計画を構成しています。新たにに取り組む重層的支援体制整備事業の構造を踏まえた目標設定と柱立てとなっています。

基本理念 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

目標1

誰もが役割を持ち孤立しない地域共生社会を目指します。

方針1 地域共生社会の実現に向けた多様な場と仲間づくり

- 施策 1 誰もが役割を持てる地域の拠点・居場所づくりを応援します
- 施策 2 社会とつながる多様な働く場づくりを応援します
- 施策 3 災害時にも支え合える地域の仕組みを構築します
- 施策 4 地域共生社会を共に創る仲間づくりを応援します

目標2

必要な人に必要な支援が届く多機関協働の支援体制を構築します。

方針2 相談支援と参加支援との協働による地域福祉の推進

- 施策 5 支援のはざまをつくらないための課題発見と相談支援の体制を構築します
- 施策 6 権利擁護支援の体制整備を進めます
- 施策 7 再犯防止のための取組を推進します
- 施策 8 相談支援と参加支援をつなぐ人材を育成します

目標3

多様な主体が参加する官民協働による地域づくりを目指します。

方針3 多様な主体の協働による地域福祉推進のための条件整備

- 施策 9 福祉法人との連携により地域福祉を推進します
- 施策 10 社会福祉協議会の基盤強化を進め行政との協働により地域福祉を推進します
- 施策 11 行政による地域福祉マネジメントを強化します
- 施策 12 官民協働を推進するためのプラットフォームを設置します

(3) 計画における具体的取組一覧

方針	施策	取組	
方針1	施策1	1-1	各地区において地域の資源をいかした地域福祉の多機能な拠点づくりを支援します。
		1-2	住民同士の支え合いであるサロンや見守り活動、生活支援など小地域の地域福祉活動を推進します。
		1-3	生活の拠点である住まいを確保するための支援体制を強化します。
	施策2	2-1	地域の拠点・居場所の一つとして、多様な働く場や活躍の場が増えることを支援します。
		2-2	多様な社会参加や働き方を地域社会全体で応援する仕組みを整備します。
		2-3	「社会とつながりたい」「働きたい」を応援するための情報発信を行い、地域住民や相談機関との連携体制を強化します。
	施策3	3-1	地区防災計画の策定を通じて、地域のつながりや支え合いの仕組みを強化します。
		3-2	高齢者や障害者など避難支援体制の構築を官民協働で支援します。
		3-3	災害時に活動できる人材の育成を行います。
	施策4	4-1	一人一人の生きる力を高めあい、普段から「困っている」「助けて」が気軽に言える人づくり、関係づくりを進めます。
		4-2	地域づくりを行う仲間の育成や発掘、活動しやすい環境づくりを進めます。
		4-3	「こんなことしたい」の声を応援し、分野を越えて地域で活動する人のつながりを作ります。
方針2	施策5	5-1	課題の早期発見・早期対応に向け、地域の「気づき」を共有し、相談支援につなぐ仕組みを構築します。
		5-2	制度のはざまのニーズに対応できるようアウトリーチ支援や多機関協働による継続的な伴走支援の体制を強化します。
		5-3	複雑化・複合化した課題に対し、多機関が適切に情報共有や役割分担が図れるよう会議の場を設定し、連携した支援を行います。
	施策6	6-1	判断能力が不十分な人が適切な支援を受けられるよう地域や民間の事業所と協働して権利擁護支援の体制を整備します。
		6-2	東近江圏域に設置されている中核機関及び市内の関係機関と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化します。
		6-3	意思決定支援を含む権利擁護を担う人材の育成を進めます。
	施策7	7-1	再犯防止に向けた地域の理解を広げるための啓発活動を推進します。
		7-2	更生保護支援団体などの活動を支援します。
		7-3	犯罪や非行をした人の社会参加を支援します。
	施策8	8-1	アウトリーチ、参加支援及び地域づくりを担う多様な人材の配置や育成を行います。
		8-2	社会参加の場が身近な相談支援機能を有するよう専門職や地域で活躍する人との連携を強化します。
		8-3	各種会議を通して、相談支援と参加支援を担う関係者の連携を推進します。
方針3	施策9	9-1	福祉法人の連携体制を推進し、顔の見える関係づくりを行います。
		9-2	福祉法人の専門職と住民が協働できる環境を整備します。
		9-3	高齢、障害及び子どもの分野を越えた人材の確保や定着に向けた取組を推進します。
	施策10	10-1	社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉推進の基盤を強化します。
		10-2	地域福祉を推進する民間組織のリーダーとして社会福祉協議会を位置づけ、活動しやすい環境整備を行います。
		10-3	社会福祉協議会と行政が協働して地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行管理を行います。
	施策11	11-1	本計画の推進を通して重層的支援体制整備事業に取り組みます。
		11-2	行政職員の地域福祉マネジメント力の向上を図ります。
		11-3	地域福祉計画の方向性や取組の情報発信を行います。
	施策12	12-1	地域課題の解決に向けて市民や企業と協働で取り組むことができる仕組みを充実します。
		12-2	企業やNPOなどが市民や行政と共に福祉課題を解決するための環境づくりを推進します。
		12-3	まちづくりや地域福祉、社会貢献に関心のある企業やNPOなど、様々な団体が出会い、つながれるプラットフォームを構築します。